

# 令和4年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱



## 第1 趣 旨

兵庫県内の全産業における労働災害は長期的には減少傾向にあるが、令和3年の死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は、5,967人となり前年に比べ586人増加し、死亡者においては6人増加し40人となった。

建設業における令和3年の死傷者数は、482人となり前年より7人減少し、死亡者数は、4人減少の8人となった。

令和3年の建設業における死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落」災害が30.5%と最も多く、そのうち死者の5人が「墜落・転落」による災害となっている。墜落災害は、高所作業における安全な作業床、手すりの設置や墜落防止用器具の使用など、墜落防止対策の未実施が原因で発生していることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が望まれる。

このような状況の中、リスクアセスメントにより潜在する危険性を評価し、適切な措置を講ずるとともに、労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（以下「推進要綱」という。）に基づく対策の実施を図ることが重要である。

また、多発する墜落・転落災害の根絶に向け、令和4年4月1日から1年間を実施期間として「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」を、昨年の取組に加え、墜落防止対策を事業者が積極的かつ自律的に実践するための積極的支援として展開しているところである。

このため、本年度も7月を「令和4年建設業労働災害防止強化月間」（以下「強化月間」という。）と定め、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮した上で、元方事業者による統括安全管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進、推進要綱の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、実施期間中の死亡災害ゼロを目指す。

## 第2 実施時期 令和4年7月1日から令和4年7月31日まで

- 第3 主 唱
- ・ 兵庫労働局
  - ・ 県下労働基準監督署
  - ・ 建設業労働災害防止協会兵庫県支部

- 第4 協 賛
- ・ 一般社団法人 兵庫労働基準連合会
  - ・ 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
  - ・ 一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

## 第5 重点事項

- ・ 足場等からの墜落・転落災害防止措置の確実な実施
- ・ 墜落防止用器具の適切な使用の促進及び旧構造規格の安全帯の使用禁止
- ・ はしご、脚立からの墜落・転落災害の防止
- ・ 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・ 土砂崩壊災害の防止
- ・ 解体工事における労働災害の防止
- ・ 高年齢労働者及び外国人労働者に対する労働災害の防止
- ・ 転倒災害、腰痛等の行動災害の予防対策
- ・ 一人親方等の安全確保対策の実施

- ・建設現場における火災対策
- ・自然災害からの復旧・復興工事における災害の防止
- ・交通労働災害の防止
- ・職長・安全衛生責任者の職務の励行
- ・熱中症の予防
- ・石綿及び化学物質による健康障害防止対策の徹底

## 第6 実施事項

### 1 主唱者

- (1) 関係災害防止団体、事業者、局署によるパトロールの実施
- (2) 建設工事現場に対する集中的な監督指導・個別指導の実施
- (3) 建設業者及び発注者に対する労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- (4) 推進要綱に基づく対策の周知
- (5) 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要項に基づく墜落防止対策の取組
- (6) 建設業の労働災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催
- (7) 発注機関等への強化月間実施要綱の取組要請
- (8) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の周知
- (9) 建設業に係る労働災害防止を主眼とした集団指導等の実施
- (10) 石綿最高裁判決を踏まえた法改正の周知
- (11) その他建設店社及び建設工事現場に対する強化月間実施要綱の周知、広報誌等による広報活動等

### 2 発注者（要請事項）

- (1) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- (2) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- (3) 発注条件の適正化（施工の安全衛生に配慮した発注、建設工事における安全衛生経費の確保）、計画的な発注及び工期の平準化や弾力化等
- (4) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- (5) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等、自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

### 3 工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- (1) 経営首脳による強化月間における目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- (2) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (3) リスクアセスメント（化学物質を含む。）の実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスマス）に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善
- (5) 墜落・転落災害の防止対策
  - ア 労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置
  - イ のり面保護工事等、労働安全衛生規則に基づくロープ高所作業に係る危険防止措置
  - ウ 推進要綱に基づく対策の実施

- 工 「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱に基づく対策の実施
- オ 手すり先行工法の積極的な採用等、より安全な措置
- カ 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置
- キ 保護帽（墜落時保護用）、保護具の適正使用及び高所作業時における墜落制止用器具について、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用並びに旧構造規格の安全帯の使用禁止
- ク 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）に基づく墜落・転落防止対策の推進
- ケ 足場の組立て等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者等による職務の励行
- コ 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合の適切な墜落制止用器具取付設備の設置
- サ はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止対策の実施

#### （6）車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止対策

有資格者の配置、作業計画の作成、作業手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置、作業半径内における立入禁止措置等接触防止対策の実施及び移動式クレーン構造規格等の改正に基づく安全確保

#### （7）土砂崩壊災害の防止対策

上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削作業（掘削深さが概ね1.5メートル以上4メートル以下で、掘削幅が概ね3メートル以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業）における土止め先行工法の採用

#### （8）解体工事における労働災害の防止対策

鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物等の解体工事において、リスクアセスメントの手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽（墜落時保護用）・墜落制止用器具等の適正使用

#### （9）高年齢労働者に対する労働災害の防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）に基づいた職場環境の整備

イ 身体機能の低下を防ぐための運動の促進

ウ 高年齢労働者に対する基礎疾患に伴う労働災害発生リスクに係る教育の実施

エ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者が、労働災害につながるような状態で作業に従事することがないよう健康管理及び注意喚起の実施

#### （10）外国人労働者に対する労働災害の防止対策

外国人労働者に配慮した適切な安全衛生教育の実施及び建設現場内に外国人労働者が理解できる労働災害防止に関する標識、掲示及び表示

#### （11）一人親方等の安全確保対策

ア 一人親方等が業務中に被災した災害の把握

イ 建設現場においては、労働者だけでなく、一人親方等を含め、安全衛生に関する措置を統一的に実施

ウ 一人親方等の安全及び健康への配慮、業務の特性や作業の実態を踏まえ、安全衛生に関する知識習得等についての支援

エ 建設現場において、労働者としての実態がある者については、労働者として対応とともに、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への積極的な加入勧奨

#### （12）その他の安全対策

ア 「今後の転倒災害防止対策の推進について（令和元年6月17日付け基安発0617第1号）」に基づいた「STOP！転倒災害プロジェクト」に定める転倒災害防止対策の推進

イ 木造家屋建築工事における足場先行工法による工事の実施、安全衛生管理体制の整備

- ウ チェーンソーによる伐木等作業における特別教育の実施及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成 27 年 12 月 7 日付け基発第 1207 第 3 号、令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号改正)に基づく対策の実施
- エ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害の防止
- オ 建設現場において有機溶剤等を取扱う際の火災防止対策の実施
- カ ずい道等建設工事について、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(平成 30 年 1 月 18 日基発 0118 第 1 号)、「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」(平成 29 年 3 月 21 日基発 0321 第 4 号)に基づく対策の実施
- キ 現場と事務所間の往復時等、交通労働災害防止のためのガイドライン(平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号)に基づく交通労働災害防止対策の推進及び道路上で作業する労働者に反射材を貼付したベストを着用させるなど、視認性向上による交通労働災害の未然防止
- ク 建設工事現場において、荷役作業に従事する陸上貨物運送事業の労働者に対する荷役ガイドラインに基づく荷主等としての取組の推進
- ケ 新規入場者教育、職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育等(平成 29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号)、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施

(13) 熱中症の予防対策

- ア 職場における熱中症予防基本対策要綱(令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 4 号)に基づく対策の実施
- イ 健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認
- ウ 作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育の実施

(14) 石綿及び化学物質による健康障害の防止対策

- ア 令和 2 年 10 月 1 日から段階的に施行されている改正石綿則に基づく建築物の解体工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
- イ 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害の防止について(令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号、令和 2 年 10 月 19 日付け基安化発 1019 第 1 号改正)に基づくベンジルアルコール等を含有する剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止
- ウ 塗装作業等における有機溶剤中毒の予防、塗料等の搔き落とし作業に係る鉛等有害物、特定化学物質に係るばく露防止対策の徹底及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施

エ 令和 3 年 4 月 1 日から段階的に施行されている溶接ヒュームに係る改正特定化学物質障害予防規則に基づくばく露防止対策の実施

オ 酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業における災害防止対策の徹底

カ 通風の不十分な場所における内燃機関の使用による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

キ 第 9 次粉じん障害防止総合対策に基づく対策の推進及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2、令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号改正)に基づく対策の実施

(15) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

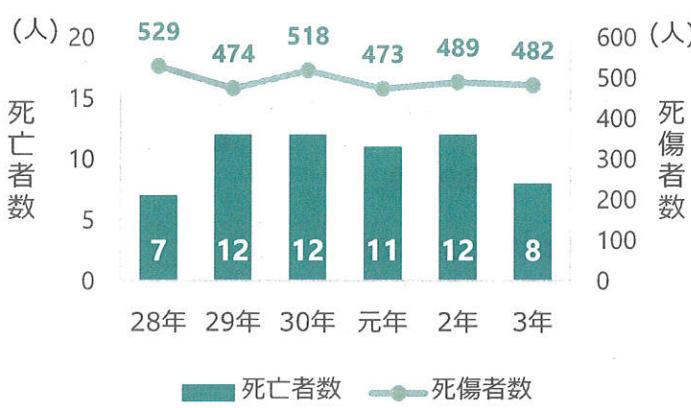
「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」(令和 2 年 5 月 14 日国土建第 18 号(令和 2 年 12 月 24 日改訂))の実践において、厚生労働省にて作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底

# 建設業 労働災害防止 強化月間

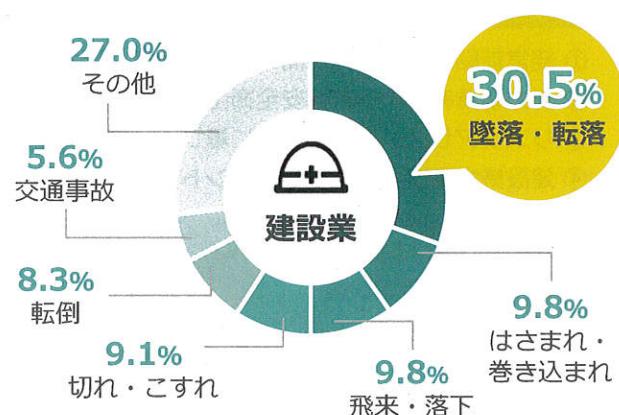
令和4年  
7/1(金) ▶ 31(日)

建設業における労働災害を防止するため、7月を建設業労働災害防止強化月間と定め、統括安全衛生管理の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の普及促進等、事業者・関係者が一丸となって県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、実施期間中の死亡災害ゼロを目指します！

建設業における死亡者数と死傷者数の推移



令和3年事故の型別死傷災害発生状況



## 重点事項

- 墜落・転落災害の防止
- 墜落制止用器具の使用促進
- 重機等災害の防止
- 土砂崩壊災害の防止
- 解体工事における労働災害の防止
- 高齢者・外国人の災害防止
- 転倒災害・腰痛等の予防対策

- 一人親方等の安全確保
- 現場における火災防止
- 復旧、復興工事での災害防止
- 交通労働災害の防止
- 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- 熱中症の予防
- 石綿等の健康障害防止



## 新型コロナウイルス感染拡大防止

パトロール、研修、災害防止協議会等については、厚生労働省にて作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、感染防止対策を徹底してください。



## 「STOP!墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施中！

※令和4年1月2日以降は、旧構造規格の墜落制止用器具（安全帯）は使用禁止となりました。



主唱：兵庫労働局、県下労働基準監督署、建設業労働災害防止協会兵庫県支部

協賛：（一社）兵庫労働基準連合会、（公社）建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部、（一社）日本クレーン協会兵庫支部



# 「令和4年建設業労働災害防止強化月間実施要綱」実施事項（概要）

## 主唱者

- ① 関係団体、事業者、局署によるパトロール
- ② 建設工事現場に対する集中的な監督・個別指導
- ③ 足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- ④ 推進要綱に基づく対策の周知
- ⑤ 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」  
実施要綱に基づく支援策の取組

- ⑥ 建設工事関係者連絡会議の開催
- ⑦ 発注機関等への実施要綱の取組要請
- ⑧ 建設職人基本法及び基本計画の周知
- ⑨ 集団指導の実施
- ⑩ 石綿最高裁判決を踏まえた法改正の周知
- ⑪ 要綱の周知、広報誌等による広報活動等

## 発注者（要請事項）

- ① 現場担当職員に対する教育・研修の実施
- ② 工事計画段階における安全衛生事前審査の徹底
- ③ 発注条件の適正化、工期の平準化や弾力化等

- ④ パトロール、協議会の設置と安全活動の推進
- ⑤ 入札参加指名時における安全成績の優良な業者  
の選定及び自主的活動を評価する仕組導入

## 工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- ① 経営首脳による強化月間の目標の設定、現場パトロール等、安全衛生管理活動の推進
- ② 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ③ リスクアセスメントの実施に基づく、安全衛生計画の作成・実施
- ④ 建設業労働安全衛生マネジメントシステムに基づく、計画・実施・評価・改善の取組



### ⑤ 墜落・転落災害の防止

- ・適正な足場等の設置
- ・ロープ高所作業の危険防止措置
- ・推進要綱に基づく対策
- ・STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーンの取組
- ・手すり先行工法等、より安全な措置
- ・フルハーネス型墜落制止用器具の使用の推進
- ・足場組立作業主任者の職務励行
- ・足場設置が困難な場合の墜落制止用器具  
取付設備の設置
- ・はしご等からの墜落防止対策



### ⑪ 一人親方等の安全確保

- ・安全衛生に関する措置を統一的に実施
- ・労災保険の特別加入制度への加入勧奨

### ⑥ 重機等災害の防止

- ・有資格者の配置
- ・作業計画の作成
- ・路肩の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置
- ・作業半径内の立入禁止措置



### ⑦ 土砂崩壊災害の防止

- ・土止め先行工法の採用と普及

### ⑧ 解体工事での災害防止

- ・作業計画の作成
- ・上下作業の禁止
- ・合図の統一
- ・保護具の適正使用

### ⑨ 高年齢労働者の災害防止

- ・高年齢労働者の安全と健康確保のための  
ガイドラインに基づく対策

### ⑩ 外国人労働者の災害防止

- ・外国人労働者に配慮した安全衛生教育の実施、  
現場内の掲示等

### ⑫ その他の安全対策

- ・STOP! 転倒災害プロジェクトに基づく対策
- ・木造家屋建築工事における伐木等作業に係る  
ガイドラインに基づく対策
- ・復旧、復興工事での災害防止対策
- ・火災防止対策
- ・ずい道工事に係る各ガイドラインに基づく対策
- ・交通労働災害防止対策
- ・荷役ガイドラインに基づく取組
- ・職長、安全衛生責任者教育の実施

### ⑬ 熱中症の予防対策

- ・熱中症予防基本対策要綱に基づく対策

### ⑭ 石綿及び化学物質による健康障害防止対策

- ・改正石綿則に基づく石綿ばく露防止対策
- ・ベンジルアルコール等を含有する剥離剤を使用した  
塗料の剥離作業における災害防止
- ・溶接ヒュームに係る改正特化則に基づく対策
- ・第9次粉じん総合対策に基づく対策

### ⑮ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- ・建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策  
ガイドラインの実践において「職場における新型  
コロナウイルス感染症の拡大を防止するための  
チェックリスト」を活用した感染防止対策

# STOP!

これ以上、墜落・転落災害による被災者を出さないために！

# 墜落・転落災害根絶

## キャンペーン

- 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 -

**実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日**



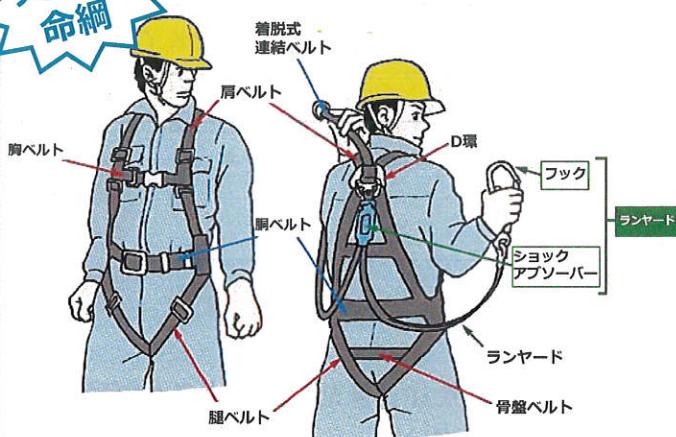
**命を守るため、必ず墜落制止用器具を使用しましょう！！**

「墜落・転落」災害は、墜落防止対策が講じられないことで発生します。高所から墜落すると死亡したり、身体に障害が残る等の重篤な災害になることがあります。

しかし、高所作業は危険を伴う作業であるにも拘わらず、未だに“墜落制止用器具（安全帯）を装着しない”、“装着してもフックを掛けない”、なかには“ヘルメットを被らない”状況もみられます。労働者を高所作業に従事させる事業主の皆様、高所作業に従事する労働者の皆様、労働者を直接指揮監督する職長や作業主任者の皆様、それぞれの立場に応じた責任や職務において確実な墜落防止対策を実行し、高所作業に従事する“働く人”的命を守ってください。

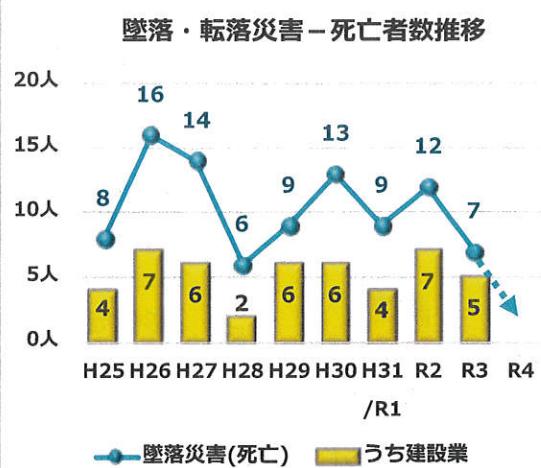
大事な  
命綱

### フルハーネス型墜落制止用器具



※令和4年(2022年)1月2日以降は、旧構造規格の  
墜落制止用器具(安全帯)は使用禁止となりました。

「墜落・転落」災害による死者数は  
“建設業”がもっとも多い！



POINT① 高所作業を行う場合は、

「**墜落制止用器具**」(安全帯)のフック(コネクタ)を  
必ず、**丈夫な設備に掛けましょう！**

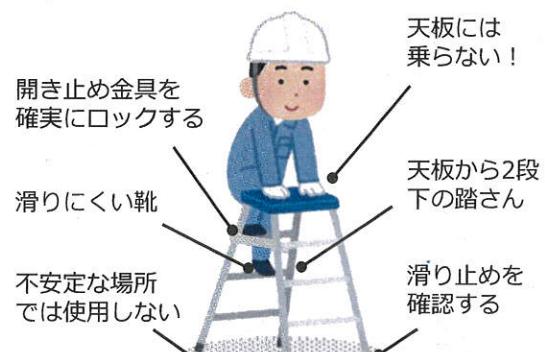
POINT② 「**職長**」、「**作業主任者**」等は、

労働者を指揮監督する重要な役割をもつ  
**「安全のキーマン」**です。墜落制止用器具  
の使用状況をしっかり確認しましょう！

兵庫労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/newpage\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00002.html)

### 脚立作業時の注意事項





労働局

## (1) 長年無災害であると聞いていますが、その理由は何だとお考えですか。

無災害は現場で働く各個人の持つ安全意識の高さが一番大きいところだと思います。

その高い安全意識を保つ土壤づくりとして、安全衛生に関する資格の取得や、講習会への参加を自職場が積極的に奨励してくれているので、そういう学びの場が多いということも安全意識の向上や無災害が継続できている理由にも繋がっていると考えています。

優良職長A



たかが15年程度のキャリアですが、今から思い出すと「よく15年も無事故無災害でやってこれたなあ」というのが実感です。

ただ、そんな中でも、私の周りには先輩、同僚、協力業者のみんながいて、そのみんなが無事故無災害という同じ方向を向いて、日々進んでいたからだと思います。

優良職長B



労働局

## (2) 現場作業の安全確保と部下に安全のルールを守らせることで、特に意識や工夫をされていることはありますか。

現場作業の安全を確保する為には「必ず自分で確認」することが何より大切だと思います。

人まかせにせず自分自身がその場所で作業するとして、安全に作業できる状況・方法を自分でイメージし、正しく仲間や部下に適切な方法で指導し伝えられるように日々心掛けています。

優良職長A



一日のスタートは朝礼とKY活動から始まるので、まずはKY活動に力を入れています。私たちの会社が実践しているKYは個人に特化したKY活動で、職長が作業員とのマンツーマンの会話の中でうまく作業員を誘導し、本当に危険なことに気づかせ、それに対する対策を一緒に考えるようにしています。

優良職長B



労働局

## (3) 影響を受けた職長の先輩はおられましたか。また、どのような影響を受けたか差し支えなければ教えてください。

先輩から言われた言葉で、「安全は目には見えない」という言葉が個人的には心にずっと残っています。その言葉にも色々な意味があったと思いますが、自分なりに解釈し、「安全」の反対語は「危険」なので、現場で見えない「安全」な状態を作ろうと考えるより、逆に見える「危険」な状態を全て排除した状態こそ本当の意味での「安全」な状態だと、私自身の安全に対する意識を改革させるうえでも非常に影響を受けた言葉のひとつだったと思います。

優良職長A



特にこの人という特定はできないのですが、元請会社で定期的に開催されるKY大会を会場やビデオで見るたびに、いろんな会社の職長がKYのリーダーをされているわけですが、KY中の作業員との会話の中で「本当に危険なこと」を作業員に気づかせる会話のテクニックが素晴らしい人がいるので、言葉は悪いですが、そのテクニックを盗んでいます。また、いつか自分も自分のテクニックを盗まれるような職長になりたいです。

優良職長B



お問い合わせ先

兵庫労働局 労働基準部 安全課 または最寄りの労働基準監督署まで

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階 TEL: 078-367-9152 / FAX: 078-367-9166 (R4.3)